

野の北半分の新田を次々と完成させた。宝永年間（一七〇四―一七一）には七里長浜（鱈ヶ沢十三）とよばれる日本海沿岸の砂丘地帯に巾四キロ、長さ四〇キロの防風林を完成した。俗に屏風山といわれるのは木造新田を砂あらしから守るため防風林で屏風を作ったのである。



しかし、信政が名君とうたわれたわけには、新田開発に従事した多数の百姓が犠牲になったことを忘れてはならない。津軽平野の開発は当時の百姓達の血と汗と涙によって行なわれたものである。

それまでの開発工事は、希望するものにめいめい勝手にやらせていた。だから開拓者もまちまちで浮浪人、百姓、町人などで、はっきりした計画もなく工事は思うように進展しなかった。そこで信政は組織

◎ 津軽藩は稲作の先進地

江戸時代徳川幕府は田畑させて一町歩、特高一〇石の農民が標準百姓としていた。貞享四年（一七八七）の頃、津軽の広田組では一戸当り二町五反五畝、特高十八石九斗で幕府標準の二倍前後に達している。津軽藩は表高四万五千石だったが、正保二年（一六四五）に村数三三六、石高十万二千石余。寛文四年（一六六四）には村数三四一、石高十五万五千石だった。これが貞享四年（一六八七）の新検によれば、村数六三四、石高二万二千石に増加した。さらに元禄七年（一六九四）には村数八二五、石高二万九千六百石余となり、生産高が五〇年間に二倍以上になっている。稲作に関しては日本最高の先進地であった。しかし、その反面津軽の農民は凶作に苦しみ、そのたびに多数の餓死者を出し、貧苦のどん底にあったということは、余りにも矛盾する話である。

◎ 元禄期の大凶作

津軽は頻りに凶作にみまわれた。元禄五年（一六九二）二月九日金木村で大火、家屋二八軒全焼する。四月旱魃、五月十三日から風雨強く、寒さが身にしむ。七月三日朝、水霜が降り手足が凍えた。十五日は暴風吹きまくり、二二日と二八日は大風の後、水霜が降り不作となった。十月十六日から雪が降り始め、毎日の吹雪続きで稲の島立雪の下になった、それを掘り出して家に運んだ処もあった、三分作である。

的に開発することを計画し、その指導者として武士をつけ、藩がうち立てた計画にそって広い地域を一齐に開発することにした。まづ小禄の足軽達に呼びかけて開発者の指導者とし、武士をやめて開発者に転ずる者を「在郷」とよんで、開発地半額を給与する小知行派を行なった。

当時の下級武士達は、扶持米も満足に貰っていない者が多かったの「在郷」の希望者はかなり多かった。さらに「在郷」には十年間の年貢の免除、飯米、家屋建築用の木材を支給する保護策もとった。

しかし、領内の百姓だけでは人夫が足らず、南部・秋田・仙台・関東などから開拓者を募集したのである。

新田開発には先づ岩木川の灌漑、排水等の土木工事から積極的に進められ、元禄四年（一六九一）五所川原堰工事に着手した。五所川原一帯は水を引く岩木川より土地が高かったので代表的難工事といわれ、延べ一万八千余の、人夫を各村々に割当て、翌五年に完成した。この用水路は藤崎町で岩木川から取水する約二〇キロメートルにおよぶものであった。

信政は、工事の見廻り役の武士に「仕事を怠ける者があったら、一日三人まで斬り捨てご免の許可を与える。」と命じている。開発のためには、人夫の命など、虫けら同然に考えていたのである。

信政は五所川原堰が完成すると、休む間もなく、もっと大がかりな小阿弥堰の大工事にとりかかった。この工事には人夫が十五万八千五百三人、馬が五八六頭使用されたといわれます。そして元禄十二年（一六九六）木造、金木、俵元の三新田の開発が行なわれたのである。

このようにただの荒地に過ぎなかった津軽平野がつつぎと開発さ

元禄六年二月十三・四日の両日は、雪どけ水で岩木川が大洪水となり、

川沿いの村々では水が容易に引かぬため床上で餓死する者もあった。

二月二四日雪が一尺も降る。それに三月から九月まで度々洪水が起った。四月から七月までの天候は不順で、夏になっても東北風が吹き続き、冷害のため不作となった。

六月二十日小田川山と喜良市山が焼ける。

七月二十日川倉山が焼ける。

元禄七年、前年の凶作のため、春から食糧が乏しくなり、飢えた人々が道路に充満するありさまであった。五月二七日大地震が起り、二九日まで二〇回ぐらい揺れ、あげくに岩木山が噴火して山麓に大火災が発生した。各地に亀裂を生じ田畑の荒廃が多くでた。死傷者はなかったが、稲の作柄甚だ悪く大凶作となった。

元禄八年（一六九五）春から気候順調で、稲の成育が非常によかったが、七月三日天候が急変し雨降りとなり四日朝には岩木川から西の方向は積雪一尺余となる七月十日頃漸く消えたが、東風に吹き続き冷気甚だしく、二五日夜に厚霜が降りた。それがためキュウリ、ナスなど葉が枯れ、青田が全滅して文字通り皆無作となった。

八月三日から八日まで、冬のような寒波が襲来し人々は寒さと飢えに、天を仰いで嘆き悲しみ、農民も藩士も町人も食を求めて流散し、遂に倒れ所々に死骸の山をなし、大惨状を呈した。餓死者十万余人ともいわれ、空屋は七千戸に達した。

◎ 津軽農民の生活

徳川家康の遺訓に「郷村の百姓をば、死なぬように生きぬように合

点いたして、収納を申しつける」とあり、朝星の消えないうちに田畑に出て、夜星の現われる頃まで野良仕事に追われ、重労働に耐え乍ら稗飯と干し菜汁だけ食って生きていた。すなわち百姓を農奴とみていたのである。形式的には士農工商と、武士の次に農民が置かれていますが、実際には商工業者より自由がなく、目に見えぬ鎖につながれた食糧生産のための農奴だった。

百姓は米を喰うことも酒を飲むことも禁じられていた。又、隠し田やホマチ田等も許されず、それが発見されると即刻死罪にされた。年貢を滞納すると捕われ、セリ売りに出され、牛馬のように売られるのだ。

借金のために田畑を売ることも禁止されていたし、それが例え年貢米未納に対する借金の埋め合わせであっても許されなかった。これは零細農民が増加してゆくのを防ぐためであった。藩では食糧生産に影響を与える農民の細分化は極力押しよとしたのである。

藩では耕作者が減少しないように、百姓は農業以外の職業に転ずることや、居住地の変更を許さなかった。逃亡者は見つけ次第厳罰に処した。

米は「大名や武士が食うもので、稗・粟は百姓が食うものだ」と支配者達は、神様が決めたかのように厳しく掟めていた。

百姓たちは、死に際に米粒を竹筒に入れたのを耳元で振って米の音を聞かせ、成仏させたといわれる。

殿様という者は、百姓が汗水流して作った米を、何の代償もなしに

津軽藩が、幕府の標準百姓の約二倍の特高であったということは「胡麻の油と百姓は絞れば絞るほど出るものなり」という認識の上に強権をもって苛酷な賦課をし、生産力の増大を強いては取立てる政策にほかならない。

百姓はそのほか、庄屋からも中間搾取されていた。「庄屋のおかみの紅絹裏小袖、地下の百姓の血の涙」この歌によっても明白である。

元禄七、八年の凶作により、餓死者十万余人といわれ、その多くは百姓であった。

凶作は百姓にとって、食糧断絶を意味するものであるからこれ程残酷なものはない。幼い者、弱い者が真先にその犠牲となってゆく姿は、もはや人間社会の出来事とは考えられない状態である。飢饉は凶作という天災は勿論だが、藩の政策により人為的に一層増大している。

開発が急速に伸び、多数の人が部落に入り込んできたため、冷害などで凶作が続いて皆無作の状態になったとき、その部落はより一層大きな打撃を強く受けたものと考えられるが、藩は救済措置を講じなかった。

新田開発は、津軽一帯は勿論、南部、秋田、仙台からも肥沃な土地が貰えると人夫がなだれこみ、これが無計画な人の流入となったことあるいは、飢える者が津軽に食を求めて入り込んだことも原因となったのではないか。天和元年（一六八一）百姓への布告の中に「百姓は朝夕の食物は、人数十人に米二升、粟五合それに混ぜ物は、あざみか大根、麦或いは蕎麦などを混ぜて食うこと」とある。

このような食物で日常の激しい労働に堪えなければならなかった。凶作はこうした食糧さえも断絶するのである。

問答無用で全部取上げ、自分勝手に使うことができた。百姓は、自分が作った生産物を全部取上げられる運命にあった。それを滞納すれば死罪にされる、これ程矛盾したことがあるだろうか。

百姓たちが開発した田圃は、みんな殿様のもとなり、百姓は餓死しようと、武器も組織も統制力も持たず、只むしろ旗を振るのが精一杯の抵抗というものであった。

◎ 百姓は、農奴である。

百姓を農奴にする政策は、豊臣秀吉が天下をとったときから進められていた。

天正十五年（一五八八）秀吉は兵農分離するため「刀狩り令」を出し、刃物や刀などを取りあげてしまった。

今の「刀剣不法所持禁止」の法律である刀剣狩りによって土豪や百姓たちの武装化を押し、暴動を未然に防ぎ検地によって最大に搾取しようとする魂胆であった。

又、秀吉は天正十九年（一五九一）に身分確立令を発して農民は只の働らき蟻にされてしまったのである。

更に徳川幕府は、百姓を死なぬため程度に餌を与えて働らせる方針を諸大名に命じた。こうして牛馬と同じく黙々として働らくように農民は仕立あげられたのである。

このような農民を与えられた大名達は、菜種のように絞れば絞るほど、藩主の収入が豊かになっていったのである。

◎ 馬鹿げた生類憐みの令

貞享二年（一六八五）五代將軍綱吉が発した悪法であるが、二四年間も続いた。

元禄五年八月十日、飯詰組石田坂の百姓次兵衛と大刀打村の百姓二人が、前年の四月なかば飯詰の山中でカモシカを殺したのが発覚し、江戸に護送されて幕府の裁きを受け、八丈島に流罪となり、三人の家族は津軽藩から南部領に追放され、代官二人は閉門、代官所の手代三人、石田坂村の庄屋も謹慎を命ぜられるなど、多数の人々がこの悪法にひっかかり犠牲となった。元禄七、八年の大凶作により死者十万余人、空屋七千、斃馬二万頭に達する前代未聞の大飢饉であり乍ら、藩では次のような馬鹿げた布告をだしている。

「生類を粗末にせず、憐みを深くし、入念に育てること。子犬など川に捨てたり、殺したりすることを禁ずる。死んでいるのを発見したら、その場所に埋めておき、役人に届けること。鳥の巣に卵を生んでいるときは、保護すること」

津軽の百姓が大飢饉に襲われているさなかに、人間が飢え死にしようとも、人間に仇する狐や狼など殺してはならないとは、何と無体な仕打ちであつたらう。

生類憐みの令で獸類を殺して食うことを禁じられているためか、人間が人間の肉を食うようになった。獸類を殺して食うことは許されても、人間の肉を食うことは許されるべきではない。それが元禄八年十一月の人喰い記録には「中里村に始まり、それが次第に領内各地にひろがり、珍らしいことではなくっていった」というから恐いことである。

◎ 六公四民の年貢米

しかも、百姓には極端な儉約と労苦とによって六公四民という重い年貢が課せられ、雑税と合せると平年作でさえも収穫の七割近く納めさせられ、その上ほんの申訳的な労賃によって公役に使われ、その役目を欠けば水牢その他、目も当てられぬ苛責に泣かねばならなかった。農民の年貢は、村位、田位による石盛の六つ成（六割）、畑は五つ成が定則だった。（なかには二つ成の村もあった。）



分米とは一反歩の標準生産高のことで、肩書にする場合には「高」と書き、これが年貢米を定める基準である。津軽藩では田位と村位にそれぞれ、上中下に定め、それに物成（税率）と掛けて成米（年貢米）を徴収した。

◎II、高（分米）一〇石につき六石（二五俵の生産高にたいし十五俵の年貢米であった。）

このほか付加税五口小役米（小物成）として次のものが徴収された。山手米（高一〇石につき五升、百姓が山林から柴、薪を伐採するのにたいして）、野手米（高一〇石につき四升、山野からの採草にたいして）、夫米（高一〇石につき五升、仲間、小人の代米として）、津出米（成米一〇石につき一斗六升、青森、鱒ヶ沢への収納米の駄送賃として）、口米（成米一〇石につき三斗、収納米の減石補完料、足し米）の五種が基本で、計四斗一升六合になる。これと年貢米を合わせると、六石四斗一升六合となる。これを六四一六の定法といった。このほかにも金納による雑税を納めなければならなかった。

高懸銀（高一〇石につき七匁、堤防、橋梁等の営繕に用いる人夫賃として）、卯時代銭（一年に三八貫目ぐらい、幕府への献上馬および藩主飼育馬の飼料代として）大々料（一年に約七貫目、内六分は藩主、四分は百姓、五穀豊饒を伊勢大神宮へ祈願の大々御神楽料として）

このように苛酷な年貢米では、少し作柄が悪い年だと規格どおりの米を調整することは大変なことであった。

収納米の調整方法は嚴重を極め、小粒の米でなければいけなかった。これは早生作付の奨励でもあった。そして収納米の包装も俵の編方からその規格・縄の太さ・掛け方まで詳細に規定されていた。

不良のものは突き返して仕直しさせ、一俵毎に納主金木組嘉瀬村何某と書いた差札を一枚づつ入れさせたのである。

年貢米や賦課金の納期限は十一月二九日限りで、もし理由なく納期限までに完納しない者には、年貢高に対し未納高一分のときは戸^{とじ}ペ二十日、一分増す毎に一等を加え、村役人も同様鞭九つで許すことができるとなっていた。

藩日記の中に、宝暦五年四月三日、撫牛子村の喜兵衛は、粗悪米上納のかどにより村々引廻しの上、首をはね獄門にかけられたと記されている。

◎ 間引（口べらしのため親が生児を殺すこと）

このような、苦難の連続と餓死から逃れるために、津軽の百姓は「間引」を行なった。一七五一年から明治五年（一八七三）までの百二十年の間、津軽の人口は二十二万人から二十六万人と四万人ふえたにすぎない。当時の人口の移り変りを記してみる。（平山日記より）

- 宝暦一年（一七五一）二十二万二千余人
- 天明三年（一七八三）二十四万人
- 天保五年（一八三四）二十万四千四百人
- 安政二年（一八五五）二十二万二千余人

嘉瀬の奴踊りの発生

史実にもあきらかなように、当時の百姓は農奴として、衣・食・住さえ規定され、貧苦のどん底にあった。牛馬のごとく働らき、生産した米は年貢として収納する義務を背負わされていた。

そして少しの不満も、抵抗も許されず、離農や田の売却は禁じられ、逃亡すると死罪にされる。働らき蟻のようにただ黙々と苛酷な重労働に

明治五年（一八七三）二十六万三千余人

以上の記録によれば、津軽の人口は大体二十二、三万人と推察される。これはしばしば襲った凶作のため、その都度数万の餓死者を出しその上多数の流散者があったので人口は激減し、回復した頃には飢饉を繰返したからである。津軽の大部分が百姓で占められているため、凶作による飢饉にも藩庁はその救済方法を重視しなかったせいもあるかもしれない。百姓たちは、一家の人数を自然制限するようになり、大体子供は男二人女一人の割合にもうけるようになった。女の子は農耕労働力の足しにならないため、少くしたといわれる。

手段としては、間引、すなわち生れてから圧殺することによったものである。この悪習は藩庁もこれを禁じ、明治政府も厳しくとがめたが、明治の中期まで内密に行なわれたといわれている。

病気になるでも農村には医者もなく、薬も容易に求めることができなかったから、呪^{まじ}ないですまし、重病になれば祈禱または巫子^{みこ}（いたこ）に頼る者が多かったので、助かるべき病人もむぎむぎ死んだりしたのもあった。今なおこの悪習のあとを断たず、巫女によって病人にいた悪霊または狐など追払うということが行なわれている地方もある。

耐え乍ら生きる以外に道はなかった。そのうえ、ひとたび凶作となるや忽ち食糧不足となり、多数の百姓が餓死した。

こうした藩政を恨み「我々百姓も人間なんだ、人間らしい生活を」という農民の怒りの心が「嘉瀬と金木の間の川コ、石コ流れて木の葉コ沈む」の歌詞を生んだのではないだろうか。

嘉瀬の奴踊りは、忠僕徳助が主人鳴海伝右工門を慰めるために踊ったという主従の美談によって生れた芸能だといわれる。しかし、当時の百姓の悲惨な生活を考えて見るとき、この踊りはひとり嘉瀬の農民だけに生れた芸能だけではなくて、津軽農民全体の嘆きの祈りがこめられているのではないだろうか。

奴踊りは、奴風俗による舞踊で民族芸能として、諸県で踊られている。そして元禄期（一六五八—一七〇四）の荒事に始めて六法が取り入れられたとされている。六法は歌舞伎の一種で、その起源は江戸時代初期の武士や供の奴の歩き方を装飾化し美化して演技に取り入れたもので、両の手足を天地六法に伸ばして振り乍ら歩くので、この称があるとの説もあり、勇武の様、威勢のよさを表わしている。

嘉瀬の奴踊りも、元禄期に亘る歌舞伎踊りに表現された六法の作法を踏んで舞う髭奴の姿が模倣されて、その本来の意味を忘失するほどの影響を受けたが、保存会や愛好者によって、嘉瀬の奴踊りは京阪地方の住吉神社の神事たる田植踊りの一部であるといわれている。

嘉瀬の奴踊りは、農民生活から生れ、農民の血の吐くような祈りがこめられていたことを知らねばなるまい。我々町民は、みんなから愛される大衆的な踊りとして、いつまでも保存すべきであろう。

郷土を探る民謡特集

民謡を育てた嘉瀬の唄人

須崎正敏

『まいがき』

津軽にも、どの土地にも、昔から歌い継がれてきた唄や踊りがある。それが時代の変遷にともなって、追詞され、変曲され、創作されて、その土地に合った、その時代の過程のなかで、現在の形態の清練された津軽の民謡に育ってきた。

ったのでしよう。唄の源流は、天然自然の流れに従い即応しながら生活した、古代人の祈りの叫びにほかならない。

人間生活が共同体、一つの部族として成長するに従って、神にささげる謡い、先祖をたたえる謡い、部族の発展を祝う謡いに形作りられて、喜びもかなしみも謡いに表現され、奈良朝から社寺の隆盛をみるにおよんで、社寺に門前町ができ、専門の遊芸人（傀儡師）が全国の社寺の祭りに、謡い人、遊び女（舞人）、人形使いが行興に回り、その土地土地に、謡いや舞が根を張り定着して、その土地から一般民衆の新しい唄が発達していったのだろう。

津軽民謡の源流は、記録のうえでさだかでないが、語り継がれ、また研究家の出版物からひろって結論付けると。

貞応二年（西暦一二二二年）鎌倉幕府は、廻船式目を定め、日本海運の主要港を三津七港とす。津軽十三港が七港の一つに指定されたところから、北陸から出羽と日本海廻りの船頭衆により伝播され、また北海道の産物を運んだ北前船の、十三寄港により、民謡そのものも運ばれたことと、越後誓女の門付け遊芸で、益々民謡が津軽の民謡に変化されたのであろう。

さて、嘉瀬で民謡を盛んにしたのは、誰々であったろうか、唄い手は誰であったろうか、次に断片的にひろってみた。

『嘉瀬のモモ』

ある著書に依ると、嘉瀬のモモは、新屋の亀、狐森の長作、出崎の爺様などの、ボサマの三味線と唄を聞いて育ったとあるが、モモには冷水に鎌田松五郎と云う、三味と、唄の師匠がいた。松五郎は、現

すべての音曲と唄の初りは、森羅万衆を、その占いに従って、一時から萬事に行動に移して生活した古代人。占い娘（巫女）の語る祭文の、神にささげる謡い、神を慰める舞いが源流とされ、太陽に向って伏し唱和。山に向って祈った、天地自然崇拜の、いのりの謡いに感情が入り、くどき文句がはいり、子孫に伝承される、語り継ぎ文体とな

在の鎌田松四郎さんの父親である。

松五郎は、あまり人前に出て唄わなかった人だとされているが、もって生れた天性の美声と、上手な三味線に心酔したモモは、その教いを乞うのは当然のことだろう。

黒川桃太郎一家は、鍛冶町でトコロテン屋を営んでいた。兄妹にギジ、シイコ、イヨ、それにもう一人の兄がいた。ギジもすぐれた唄子であったし、イヨもなかなかの唄い手であった。黒川一家は、唄人一家であった訳である。

『神原のニダ坊』

その頃、神原のニダ坊と云う三味線禅きが、妻に手を引かれて、門付けしながら、唄って歩いたのは新潟節であったと云う。

その頃の金木街道は、曲りくねって、ヤマコ（山伏の山口は崩されて今は田圃になっている）を経て、八幡宮前に至り、後町に伸びていた。当時の八幡宮前の川には、矢来が組まれ、流し木の土場であった。この、お宮の前に、フグデの婆が茶店を出していたし、もう一軒、ガメコ餅を売る茶店があった。

鬱蒼と茂る八幡宮の境内は暑い夏の盛り、旅する人や、駄賃付けたちの、唯一の憩いの地であったらしい。間付けの、目の不自由な神原のニダ坊が、妻に手を引かれて、金木から嘉瀬に、ようやくたどり着き、この地で休んださまが想像される。

『イシアニの興作』

この頃嘉瀬に、黒川桃太郎の外に、もう一人の唄子のいたことを特

筆しておかなくてはならない。『イシアニのヨサグ』その人である。姓は中村で、ヨサグ一家は、畑中に居を構え住んでいた。ヨサグは何処の唄会に行っても、何時も一番であった。その頃声いばイシアニ



フグデの婆様が茶店を出していた八幡宮境内と旧金木街道

のヨサグと、評判の人であったが、いつの頃からか、北海道の十勝に越して行っている。嘉瀬に永住していれば、モモ以上の唄い手になっていたと云はれている。

ヨサグの妹にミヨ、ミナ、オリ、サキがいて、オリは津軽でも有名なイタコであった。

津軽のイタコ仲間でも、人気は彼女の右に出るものはない。もって生れた美声が評判を呼ぶのである。川倉の地蔵祭では、イタコおろしの人々は長蛇の列を作り、その順番を待つ人々で賑うのである。それだけに歌を唄っても、素人ばなれのした唄い手でもあった。

オリの隣りに住む槍(家号)の娘のフニは、オリの唄を聞くに、道路を廻って行くより近い、垣根を越えて、オリの唄を聞くに行つたものだと、いま八十六才のフニは言っている。

フニの唄や踊りの友達に、車町のヤダロウのイサ、鍛冶町のナンバヨシのイセ、それにモモの妹イヨがいた。イヨは不動林に嫁ぎ、その後函館に越して行っている。またイヨは、終戦後五・六才ぐらいになる男の子を連れて、フニのところに遊びに来て、まだ衰えていない、イイノドで唄を聞かせたと云う。

『旧家の座敷が劇場』

モモの妹のイヨが、まだ函館に越して行かなかった当時、まだ嘉瀬には営業用の劇場がなかった。当時は部落ごとの、オヤゲ(旧家)の家に客寄せをして、唄会を催したもので、嘉瀬では、後町黒川俊吉の先々代の家とか。小栗崎では、クジヤムの家号伊藤一龍の先々代の家とかであった。

また各地の神社、仏閣での祭例では、特設舞台を造って唄会を開いたり、小屋掛けをして興行したりであった。

八月十五日の猿賀様(富野)。六月二十三日の川倉地蔵祭、それに四月八日の嘉瀬観音様の馬乗りは、この津軽北部北津軽郡の代表的な祭例で、観音様の馬乗り(当時は競馬のことを馬乗りと言った)馬場は、今の小学校敷地と東町一体が馬場跡である。

そのころ、他村で有名な唄子は、飯詰岩崎のスワ、浪岡のサワ、下繁田のマヨと云った唄子達であった。

『津軽節』

越後警女の口説節が、黒川桃太郎によって、津軽節が編み出され、また各地の唄子によって工夫され、洗練された津軽唄が昭和の年代に入るにしたがって、民謡がますます盛んになる。

津軽じょんがら節、津軽小原節、津軽よされ節、津軽三下り、津軽山唄は代表的な津軽唄であろう。踊り節では、津軽甚句、ホーハイ節、奴踊りの奴節と云ったところである。

『嘉瀬劇場の創立者斎藤直衛』

昭和五年ごろ、嘉瀬にも待望の劇場が畑中に建てられた。創立者斎藤直衛で、氏の愛称は『ナオレ』で通っていた。色男金と力はなかりけりは、定説になっているが、彼は村一番のキリョウよしで、村一番の力持ちでもある。村で米三俵かつくのは彼しかいなかった。それについて手踊りの名人でもある。

当時手踊りと云えば、主役は男達である。手踊りでは他に、鍛冶町

で鍛冶屋を業としていた平井兼太郎。畑中に斎藤由八が居た。

また奴踊りの踊り手は他に数えきれぬ程いた。踊りと云えば、嘉瀬の盆踊りは、近郷近在でも有名で、踊り場は前町で、お盆の墓参を済ませてから、この盆踊りがはじまるのである。

踊りの輪は、原辰のところから、古町の佐野家の前に広がり、酒屋の前から後町に曲っても広がる。一晚踊っても一と廻りされない程の踊りの輪が大きく、ガス特有の匂いのする、ガス灯をともし、出店が何軒も出る程であった。

また盆踊りは、若い男女の公認された社交場で、お盆に新調した下駄が、お盆中の踊りですりへってしまう、盆踊りは声自慢の競う場でもあった。それだけに、嘉瀬は民謡の本場でもあったと云える。

『在地の唄人』

鍛冶町では木村治一郎、鎌田稲辰、古町の小松無一、それに俗称オントリ、若い小山内嘉一郎、冷水では津田半蔵、山中稔、山唄の鳴海保与、畑中の鳴海勝雄、内海徳一、成田善蔵と、次々に台頭してくる嘉瀬在地の唄人のなかで、その頂点に鎌田稲一その人である。鎌田稲一の黄金時代と民謡の隆盛を、昭和三十八年に発行予定としている『かたりべ』第三集に稿をあらたに起しますので、本項を一先づ閉じることとする。

メモ

一 齊明帝元年(西六五五)難波の都で津刈(津軽)大領馬武に大乙上 小領青蒜に小乙下 勇者二人に位一階を授ける。

獅子舞語り祭文

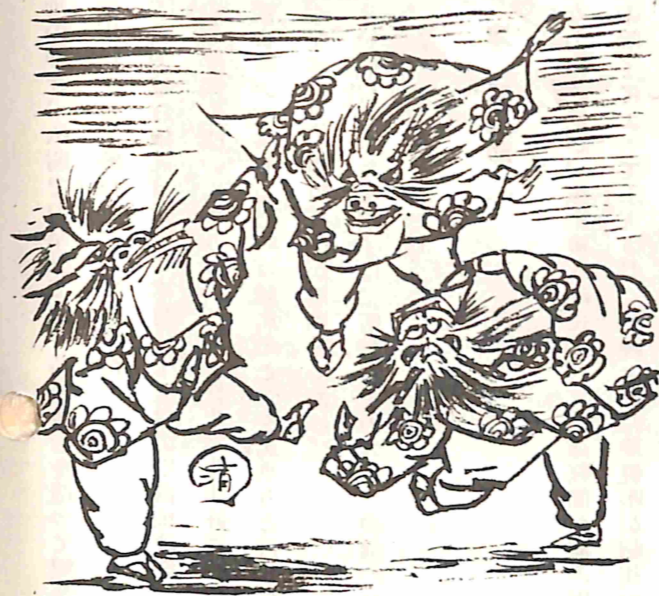
佐野 洪 編

祭文

机にひづをかけ、此硯を御なせ 巻物の筆を巻添へて 左の手には水晶の珠づを つまくりて。右の手には 般若の御経を持ち 天から下りる露水見。是の露花ぞ かがやく。

『門のこと』

参り来て 此処の門を見申せば 去年迄は 桧さわら御門や 此年目出度 白金御門の扉見申せば 虎のほりもの 竹に驚。



『橋のこと』

参り来て 此橋は 如何なる人のかけたやら かけたる人の末は御繁昌。柳の折目は 七つの折目。中の折目で沖見れば 四方はるかに是の御尊来。天笠の参り来て 此の御庭を見申せば 四方四面に升形の庭。京で下した唐錦。北は人につしか江ず。立廻りは 水車を そぐ廻らば 宿に止るぞ。

『小切』

柳形の柳山も出来る。山水景色を見申せば 鹿も伏した 子鹿も伏した。紙の扇子を国水みさげ。銭は我等の別ちせん。此の扇子 只の扇子と思ゆるな。

至妙至極の風を出したの 世にあべましかぎはらを、ちたばなやろうに咲いたる黄金花。我に賜はる過分なる、天笠より恩によらぬかしみわをりだ。今は露にかくしとられた 十三から連れて下した女獅子で 是の御庭で かがしとられた。

『踏切の事』

白さきや 路を思へば 立ちかぬる。あとは めぐるさき 先は白さき 松の山。松も生じて みよとせば つたはおにももの 松根からまる つたの葉も 見んでなければ さらとほごれる。

きりぎりすは 一つはねろであ きりぎりす。つぐけではねろああ江のはだおりを をらば よめこは はだちること。

七つきりの八つのびやらし。九つこびやで をりそめた。笛をふき殿末は幾つもとまされば 年は九つ ふへた笛かな。小石小川こんことせば 爪先揃へて 早い川かな。

いばらのとんぼ返しや 面白や。燕返しね羽を帰せ。一つ斗て ねしけなや 以前の如く羽を帰せ。西が山 東が多きたきの水 とまりたぐらで 八滝の水かな。をらわ国から、急ぎもどりの荷物だと 暇申して 家に帰ります。太鼓の調 縄をきりきりとべ上げて 笹羅でジャクと きり染めろ。

『女獅子くらへ事』

ちりさめば 隣れども堪らぬ此庭ね いつまで立つや 居獅子共、此獅子は 四国西国めぐり来て 是の屋形で羽を休める。いづくには持つべき物には御知り人 それにとくさの人なれば 五丈壘を走らせて 我らに休め返らなる たんこの多葉粉盆 白金延べで火入なり。唐金延ての灰吹きなり。長さぎ煙草を切り込んで 巻絵の煙管差添えて、吾等に吹けとは過分なり。

『馬屋なみの事』

参り来て 是の屋形を見申せば 八つ棟こけら茸こげら便りに生いだ唐松や 千年栄へだ松なれば 君の御用松めでた唐松の蕊のめどりね。鶴は千年栄へだ松なれば 君の御用松めでた唐松 唐松の蕊のとどりね 鶴は千年栄へるものかな。

参り来て 是の馬屋を見申せば つなぎ揃だ めん馬の事。かもの川原も日かくれ 下に大ぶつ 青めん馬足ば御みやうたい。朝草にきざや かるがや からませで 是の馬屋は花で輝く。

参り来て 是の屋形で御酒賜は 此御酒 只の御酒と思はるな 京

一場 田舎で二場。一つ食べれば七日酔る。二つ食べれば寿命長くえるべもの。酒の肴に何の鯛、鱸添へ物蛤。山肴に何のうづら、ひばり、きべのさき鳥九焼きを さく人。只の人た思ふやるな 京で一番田舎で二番を聞く人。正たる御衣きしめり申せば、縫目縫目に黄金花。咲く髪ゆらいで見申せば、折目折目に黄金花咲き 立てば しゃくやく坐れば牡丹。ありぐ しがたわ よりの花。我等に賜はる通分な。参り来て、是の屋形御飯賜はる。是の御飯只の御飯と思やるな。四月の中の十日植だ。日稻天づの御飯の水と成る。夫につけたるしまだ唐。唐爪我らに賜はる過分なり。

嘉瀬の獅子舞も近年踊る人も少く後継者難、その命脈は古老で保たれているだけとなった。

悪魔払い、豊年祭り、新築祝いには、必ずと云って踊られ、墓前の供養、神社の例祭に奉舞され、津軽の各村々には獅子舞の達者の者、笛の名人が居て競演された。西北地区では五所川原市浅井の獅子舞が特に有名である。

獅子踊りには、一人立ち三匹連獅子の形式で、雄獅子、雌獅子、中獅子からなり、それに道化のオガシ子が付く 獅子踊りは 街道渡りから初まり、踊り場に進み、中央の三本の柳にべ縄を回した山立てを中心に踊る。橋渡り、山ほめ、実取り、山納めから、雌獅子をうばい争う雄獅子二匹の狂い舞う仕舞は庄巻である。

嘉瀬獅子舞も組織的に後継者の育成の取り組が必要である。